

加入者 各位

セディナ健康保険組合

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の 施術に係る療養費支給申請書の取り扱いの変更について

日頃は、当組合の事業運営にご理解とご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、施術を受けております「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師（以下、鍼灸師等という。）」の施術料のお支払い方法について、現在は施術を受けた方が窓口で「自己負担分」をお支払い頂き、自己負担分を除いた「施術料」を療養費として健康保険組合が鍼灸師等にお支払いをしています。

このたび、療養費支給の適正化に伴い、下記のとおり取り扱いを変更いたしますのでご通知申し上げます。

今回の変更に伴いお手数とご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この通知は過去 2 年間に鍼灸師等の施術を受け、療養費の申請のあった世帯に対し送付させていただいております。

記

1. 変更後の支払方法

- (1) 施術料の全額(10割)を施術所の窓口でお支払いいただき、「領収書」の交付を受けてください。
- (2) 下記の書類を、当組合に提出してください。(暦月ごとに申請)

①『療養費支給申請書』

『はり、きゅう用』または『あん摩・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。

また、「被保険者記入欄」は被保険者本人が記入し、「施術内容欄」及び「施術証明欄」は鍼灸師等に記入してもらい証明を受けてください。

②『医師の施術同意書（原本）』

※初療日から 3 か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の施術同意(再同意)が必要です。

③『領収書（原本）』（領収印のあるもの）

- (3) 当組合において、健康保険に適用するものか否かを審査のうえ、療養費としてお支払いいたします。

※暦月での申請となる為、その月の全ての施術を終えてから、暦月分を受療者ごとに 1 枚ご申請ください。

2. 変更の理由

療養費支給の適正化に伴い、健康保険法に定める原則どおりに、全額立替払い(償還払い)に改めるものです。

3. 実施時期

平成 30 年 7 月施術分より実施させていただきます。

4. 申請書等（当組合ホームページに掲載）について

平成 30 年 7 月以降に鍼灸師等の施術を受け、健康保険を適用される際は、上記申請書等の書類が必要となります。当組合のホームページから印刷してご使用ください。

【問い合わせ先】セディナ健康保険組合

電話：052 - 310 - 1590